

社会福祉法人印南町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人印南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事・顧問
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) 心配ごと相談所相談員
- (5) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 前条に規定する役員等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、理事会、監事会、評議員会、各種委員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、別表1のとおりとする。

(旅費)

第5条 役員等の職務のために出張した場合の旅費については、本会職員旅費規則に準じて支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要あるときは、本会会長が別に定める。

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役員等に対する費用弁償

役 職 名	費用弁償
理 事 ・ 監 事 ・ 顧 問	2 , 0 0 0 円
評 議 員	2 , 0 0 0 円
各 種 委 員 会 委 員	2 , 0 0 0 円
心配ごと相談所相談員	3 , 0 0 0 円